



リニューアルのお知らせ

10年続いた「薬化材分野の特許想」をリニューアルして、本号から「あなたは知ってる!? 特許豆知識!」としてお届けすることになりました。「えっそうだったの!」「なるほどねえ」という特許の話題を提供していきますのでよろしくお祈りします。

米国では追加費用あり

米国では、クレームにおける従属形式やクレーム数に応じて追加の庁費用が発生します。例えば、マルチ従属クレームがあると\$780、クレーム数が20を超えた分は1クレームあたり\$80、独立クレーム数が3を超えた分は1クレームあたり\$420と高額です。いわゆるマルチ・マルチ従属クレームの使用も認められていません。したがって、PCT出願から米国へ移行する際には、移行時にマルチ従属クレームを解消するための予備補正をすることが多いと思います。

クレーム数のカウント

上記のとおり、クレーム数によっては追加費用が発生するため、クレームを数えるという作業が必要になります。クレームはどのように数えればよいのでしょうか? もちろん、すべての従属クレームの従属先が1つのクレームである場合には、数え方は至って簡単ですが、マルチ従属クレームが含まれていた場合はどうでしょうか? 通常の実務ではマルチ従属クレームがあることは稀ですが、豆知識としてご紹介します。

マルチが含まれる場合

図を例にとって考えてみましょう。

クレーム1~3のクレーム数のカウントは簡単です。

クレーム4はどうでしょうか。一看すると従属先はクレーム3のみなので、クレーム数が“1”であるようにも思えますが、従属先のクレーム3のクレーム数が“2”のマルチ従属クレームであるため、クレーム4のクレーム数も“2”となります。

同様に、クレーム5についても、従属先のクレーム4のクレーム数が“2”であるため、クレーム数は“2”と

なります。

	クレーム数
1. A device ... (独立クレーム)	1
2. A device according to claim 1 ...	1
3. A device according to claim 1 or 2 ...	2
4. A device according to claim 3 ...	2
5. A device according to claim 4 ...	2
6. A device according to claim 3 or 4 ..	1
7. A device according to claim 6	1
8. A device according to claim 1 and 2 ..	1

クレーム6は?

次に、クレーム6ですが、一看するとマルチ従属クレームなので、クレーム数は“2”であるようにも思えます。しかし、クレーム数は“1”です。なぜでしょう?? それは、クレーム6の従属先であるクレーム3がマルチ従属クレームであるため、クレーム6がいわゆるマルチ・マルチ従属クレームとなっているからです。すなわち、クレーム6は、そもそも不適切な従属形式であり、この場合のクレーム数は“1”とすることになっています。そして、不適切な従属クレームであるクレーム6に従属するクレーム7も不適切な従属クレームであるため、クレーム7のクレーム数も“1”となります。

では、クレーム8は?

最後におまけでクレーム8ですが、なぜクレーム数が“1”なのでしょう? それは、“Claim 1 and 2”という従属形式がそもそも不適切であるためです。したがって、クレーム6、7と同様に、クレーム数は“1”とします。米国のMPEP (Manual of Patent Examining Procedure) には、上記のようなクレームの数え方や従属形式として適切でない例などが詳細に記載されていますので、参照していただくと数え方はバッチリです。

(<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s608.html#d0e45256>)

ご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

以上

(弁理士・中塚 岳)